

(表1) 健康診断結果報告書 一覧

報告種別		様式
定期健康診断結果報告書		安衛則 様式6号
特殊健康診断	有機溶剤等健康診断結果報告書	有機則 様式3号の2
	鉛健康診断結果報告書	鉛 則 様式3号
	四アルキル鉛健康診断結果報告書	四鉛則 様式3号
	特定化学物質健康診断結果報告書	特化則 様式3号
	石綿健康診断結果報告書	石綿則 様式3号
	高気圧業務健康診断結果報告書	高圧則 様式2号
	電離放射線健康診断結果報告書	電離則 様式2号
	じん肺健康管理実施状況報告	じん肺則 様式8号
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書		—

(表1) にあります各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のサイトよりダウンロードすることができます。

厚生労働省サイトのトップページ→「雇用・労働」→「労働基準情報」→「事業主の方へ」→「労働基準関係法令の主要様式・手続」→「安全衛生関係主要様式」、に掲示されています。

もしくは次のアドレスを入力してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei36/index.html>

(注意) この各種報告書はOCR様式となるため、印刷に関してはダウンロードページにあります「印刷時の注意事項」をご確認ください。

(表2) じん肺健診等の実施頻度について

じん肺法8条の区分		種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
第1号	所見なしで、 常時粉じん作業	じん肺健診	○	△	△	○	△
		肺がん検査	△	△	△	△	△
第2号	管理2、3で、 常時粉じん作業	じん肺健診	○	○	○	○	○
		肺がん検査	○	○	○	○	○
第3号	管理2で、 現在は非粉じん作業	じん肺健診	○	△	△	○	△
		肺がん検査	○	○*	○*	○	○*
第4号	管理3で、 現在は非粉じん作業	じん肺健診	○	○	○	○	○
		肺がん検査	○	○	○	○	○

- じん肺健診は、区分ごとに上記の頻度で実施する必要があります。
- 平成15年4月1日より、管理2または3の労働者については、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うことが義務づけられました。
- 上表で※印の場合は、一般定期健康診断の機会をとらえて肺がん検査を実施します。それ以外は、じん肺健診とあわせて実施します。

### 3、じん肺健康診断

なお、派遣労働者にか  
る特殊健康診断につ  
いては、派遣先事業場  
に実施義務があり結果  
報告を行うこととな  
りますので、派遣先  
事業場で行うことと  
なりますので、注意  
してください。

対象業務のあるす  
べての事業場は、健  
診を実施し、監督署  
へ結果報告をしまし  
ていただく必要があ  
ります。事業場規模  
による例外はありま  
せんので注意して  
ください。

2、特殊健康診断  
有機溶剤業務、鉛業  
務など、対象業務(表  
1参照)がある場合に  
必要となります。

は必要ですので、ご  
注意ください。  
なお、派遣労働者に  
か  
る定期健康診断につ  
いては、派遣元事業  
場に実施義務があり  
結果報告を行うこと  
となりますので、注  
意してください。

健康診断を実施されましたか!  
その結果報告書は提出されましたか!?

名古屋北労働基準監督署

貴事業場では、本年  
中に労働者の健康診  
断を実施しましたか?  
また、健康報告はお  
済みですか?  
健康診断については、

次のような定めがあ  
ります。未報告の場  
合は、速やかに報告  
してください。1月  
末頃時点で、報告  
のない事業場へは、  
監督

署より文書による督  
促を行うことがあります  
ので、留意ください。  
1、一般定期健康診  
断

すべての事業場で  
実施が必要です。さ  
らに、労働者数50  
人以上の事業場は、  
監督署に結果報告  
をしなければなら  
ません。報告が50  
人以上に限られて  
いるため、49人  
以下の事業場は健  
診を行わなくても  
よいと誤解する例  
があるようです。  
小規模事業場であ  
っても健診実施

粉じん作業のある事業場および、過去に粉じん業務に従事したことのあ  
る労働者で、じん肺有所  
見者が在籍している事業  
場は、健診の実施と監督  
署への結果報告が必要で  
す。事業場規模による除  
外はありません。

また、じん肺の報告書  
には、健診結果だけでな  
く、じん肺に関する、労  
働者の管理状況もあわせ  
て記載する必要があります。  
他の報告書と異なる  
点がありますので、次の  
ことに特に注意をお願い  
します。

①表2のように、じん

肺健診は、三年に一回実  
施すればよい場合もあり  
ます。しかしこの場合で  
も、監督署への報告は毎  
年必要です。健診を行っ  
ていない年も労働者の管  
理状況について、記載す  
る必要があるためです。

②労働者の管理状況に  
ついては、毎年12月末日  
の状況を記載します。報  
告はその後、1月～2月  
末の間に行ってください。  
健診実施後、すぐに報  
告する例が多く見られま  
すが、じん肺に限っては、  
12月末日以前に報告する  
のは正しくありません。  
ご注意ください。



## 「特別条項付き、時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」

### を締結される事業場の皆様へ

名古屋北労働基準監督署

平成22年4月1日の改正労働基準法の施行とともに、限度時間を超える時間外労働の抑制を目的とする基準の改正が施行されたことにより、特別条項付き時間外労働・休日労働に関する協定を締結する場合は、次の事項にご注意いただく必要があります。

- ① 特別条項付き協定には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定める。
- ② ①の割増賃金率は、法定の25%を超える率とするよう努める。
- ③ 特別条項付き協定で定める延長時間は、できるだけ短くするよう努める。

特に①の事項については、1カ月間、1年間のそれぞれの割増賃金率を協定届に未記入で提出されている事業場が見受けられます。記載例をご参照のうえ、適正な協定の締結、届出にご注意ください。

(編集より)＝様式第9号のダウンロードは、愛知労働局のホームページ、トップページ「お役立ち情報」の中にある「法令・様式集」→「様式集」→「労働基準法関係届出等様式ダウンロード」→「4. 労働時間関係」に掲載されています。

なお、平成25年3月号の『Meihoku』に記載例及び様式第9号を掲載する予定です)

記載例(愛知労働局ホームページより)

不明な点がございましたら、名古屋北労働基準監督署監督係 (☎052-961-8653) までお問い合わせください。